

**北九州市農業委員会**  
**第14回東部部会会議（令和6年度9月部会会議）議事録**

**1 日 時** 令和6年9月10日（火）午前10時00分～10時25分

**2 場 所** 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

**3 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 29名

農業委員 9名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
榑野保博	清水正人	澤水理佳	稲光進
八木田経二			

農地利用最適化推進委員 20名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	平林秀美	村田紘	酒井一生
古田仁重	瀬戸克哉	木村博美	大下治三
黒崎隆博	河内一弥	山本勇次	小田征二

・欠席委員 2名

古田俊策 中村治雄

**4 事務局出席者**

藤石 事務局長	池永 次長	田上 係長	飛松 主査
吉田 主任			

**5 議 事**

**(1) 農地関係**

**【報 告】**

報告第74号	非農地証明願について	1件
報告第75号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第76号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	1件
報告第77号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
報告第78号	農地改良届について	1件

**【議 案】**

議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

**6 傍聴人** なし

副部会長

ただ今より、令和6年度 第14回東部部会会議を開会します。部会長が所用により欠席しましたので、北九州市農業委員会規則第6条第3項の規定により、副部会長の私川江が代理を務めます。

本日の出席委員は、31名中29名ですので、この会が成立していることを報告いたします。

会議の効率的な運営の観点から、報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略します。議案書は事前に皆さまに送付され、ご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の6ページをお開きください。議案第38号の第1項「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、小倉南区石田地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員

議案第38号第1項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、石田の申請地において、野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人、譲渡人は兄妹です。元々お父さんの農地を兄が受贈していたんですが、兄から妹に贈与するものです。以上、報告いたします。

副部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第38号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。議案第39号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。位置図は9ページからです。今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第39号第1項及び第2項について、第2東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

いずれの申請地も、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地です。建設業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

以上、ご報告いたします。

副部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 39 号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、2 番藤堂委員と 3 番各務委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございせんか。

清水委員

農地法の 5 条申請の無蓋資材置場、駐車場の件で確認したいことがあります。

先日、県の開発申請に付随するようなどころなんですけれど、5 条申請の許可後の完了報告書が出ていないものがあるということと、現地に確認に行きましたら、申請図面通りになってないのがあるんですよ。

舞ヶ丘の開発案件を先日現地確認に行ったんですけど、今後に大きな開発があり、その前にそれとは別目的で 5 条申請を出して、転用許可を受けて、農地から一旦雑種地に変えようとしている。また、資材置場という形で転用申請を出して、許可後に開発業者の貸地になっているんだとかですね。そういった案件が目立つもんですから、農業委員会としては、処罰ができるものなのか、どういう扱いになるのか質問します。

副部会長

事務局の方から説明をお願いします。

事務局

農地転用につきましては、申請時に、事業計画を含めて書類を出してもらっていて、その内容が適正かどうか審査します。

それから、担当の委員と現地調査をして、許可権者である県と十分に事前協議を行って部会に上程します。

部会で許可相当になりましたら、県の方に送って、県の方で特に問題がなければ許可が出まして、許可書にも転用の完了届をするように記されています。

許可書を事務局から申請者に渡す際に、完了届を出すように指導もしていますが、委員がご指摘のとおり、中には完了届が遅れたり、未届けの状態が続いているという場合があります。事情があつて、事業計画等が変わる場合は、変更届を出すようになっております。完了届が出ていない事業者には、主に許可権者の県の取り組みということになりますが、完了届を早く出すように、内容が変わっている場合は変更届を出すようにということで、指導しています。

そのような中で、完了届を出していないのに、次の段階の開発行為に動いている事業者もありますので、今後、事務局としましては、完了届の提出を、申請当初の段階から、これまで以上に指導を強化するとともに、添付資料を増やすなどの厳格化の見直しをして、完了届を出すように徹底したいと考えております。

それから、市の開発部門との連携も強化して、完了届が未届けのままで次のステップに進もうとする事案の連絡等について強化したいと思ひます。

実際に農業委員会が独自に規制をするというのは、難しいところではありますが、運用の範囲で出来ることはしていきたいと考えております。運用や取扱を研究して、最大限適正にと考えています。

頻繁に資材置場や駐車場で、転用許可を受けた後に、次の開発行為をしている事業者については、より厳格に審査するなどの取り扱いで、委員の皆様には、これまで以上にご協力をお願いしたいと思ひます。

澤水委員

転用の事例なんですけれど、曾根地域で許可が出て無蓋駐車場になって埋め立てられた後、駐車場として使っている様子はなく、事業用借地という看板を建てていまして、農地をどういうふうに保護していくかというのがありますけど、その横の畑が完全に陰になるっているんですね。もともと壁際の道路の横にある畑で、片面が3mくらいの壁があって、その壁にあわせて埋め立てているので、もう一面がまた壁になっていて、南向きなので本当に朝方しか日が当たらないというようになっています。

農地を守るという意味で、被害防除として日照の被害とかがあって、農家が開発が横で起きていて、開発許可を聞いてない、知らんうちに陰になってしまったと訴えた時に、どうしてあげたらいいのかなというのを伺いたいです。

副部長

事務局、お願いします。

事務局

現地調査をして、それから周囲の方々に聞き取りもしまして、現状を確認させていただきたいと思います。その上で、どう対応できるのかを検討します。

副部長

よろしいですか。ほかになれば、これで令和6年度第14回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。このあと、事務局からの事務連絡があります。

(事務局から3件連絡事項)